

米原市文化財保存活用地域計画 概要版

「文化財保存活用地域計画」について

「文化財保存活用地域計画」（「地域計画」といいます。）は、本市の文化財や歴史文化の保存と活用に関する総合的な計画で、米原市総合計画の下に位置付けられるものです。地域計画は、市内に所在する文化財の保存と活用に関する長期的な方向性を示す**マスタープラン**であり、具体的な事業を計画する**アクションプラン**としての両方の役割を担います。

本計画の作成、周知、実施によって、多様な分野・主体と連携した地域総がかりによる、文化財の保存と活用を図ることを目指します。

地域計画作成の背景と目的

市内の文化財を取り巻く現状として、人口減少の進行や社会情勢の変化により、「**地域の宝**」である歴史や文化財の継承が困難になりつつあります。

地域計画は、課題を解決し、文化財を次世代につなぐため、文化財の把握や担い手育成、歴史文化をいかしたまちづくりを進めることで、地域の誇りを醸成し、行政と地域が一体となり「**ひと・地域**」と「**文化財**」双方を活性化させ、地域総がかりによる文化財の保存と活用を総合的・計画的に推進していくための指針かつ行動計画として作成するものです。

計画期間と進捗管理

年度	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
総合計画	総合計画			次期総合計画						
地域計画	地域計画									

見直し

見直し

計画期間は、**令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間**とします。

地域計画の推進と実行性を確保するため、年度毎の評価に加えて、令和8年度と令和13年度に中間評価を行い、必要に応じて取り組む内容等の見直しや改善を図ります。

また、最終年度に当たる令和15年度には、計画の総括として全ての取組に対する最終評価を行います。



地域計画における文化財の定義

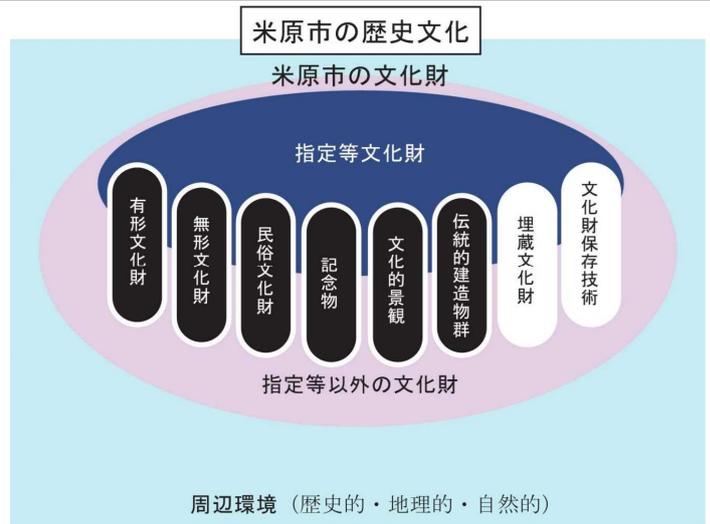
地域計画では、文化財保護法に定められる6つの類型に基づき、「**文化財**」と「**歴史文化**」の用語について次のように定義します。

【文化財】

国・県・市による指定等文化財と指定等以外の文化財（未指定文化財）の両方を含む総称で、地域の先人たちが残してきた有形・無形の文化的所産を指します。

【歴史文化】

文化財が形づくられる要因である、歴史的、地理的、自然的な要因（周辺の環境）と文化財が一体となったものを指します。



周辺環境（歴史的・地理的・自然的）

米原市の文化財の概要と特徴

米原市は、滋賀県の東北部に位置し、東部には伊吹山と霊仙山の間に形成された東西を結ぶ細い谷間があり、西部は琵琶湖に面しています。この地形的条件によって、古代から西日本と東日本の文化圏および経済圏を結ぶ重要な場所に立地していると同時に、両山が育む豊かな自然に囲まれているという特徴があります。

このことから、本市の歴史や文化財は、地形・地質的な特色によって現れた「水」と、東西を結ぶ道によってもたらされたにぎわい＝「巷（ちまた）」により形づくられてきたといえます。

指定等文化財件数：158件（令和4年度末時点） ・未指定の文化財件数：4,852件を把握

種類	分類	国				県		市	総計
		指定	選択	選定	登録	指定	選択	指定	
有形文化財		11			7	19		70	107
	建造物	2			7	3		11	23
	美術工芸品	9			—	16		59	84
	絵画	3			—	5		7	15
	彫刻	2			—	3		29	34
	工芸品	3			—	2		11	16
	書跡等	1			—	4		5	10
	考古資料	—			—	1		4	5
	歴史資料	—			—	1		3	4
無形文化財		—	—	—	—	—	—	—	—
民俗文化財		—	1	—	—	1	7	11	20
	有形の民俗文化財	—	—	—	—	1	—	6	7
	無形の民俗文化財	—	1	—	—	—	7	5	13
記念物		11				5		14	30
	遺跡	4				2		7	13
	名勝地	3				2		—	5
	動物、植物、地質鉱物	4				1		7	12
文化的景観				1					1
伝統的建造物群				—					—
総計		22	1	1	7	25	7	95	158
			24			32			



重要文化財 観音寺本堂



県指定 章斎文庫資料



市指定 蒸気機関車避難壕

米原市の歴史文化の特徴

本市の文化財を生み出してきたのは、豊かな水と交差する道であり、水と道を通じたにぎわい（「巷」）が本市を形づくってきました。豊かな水・交差する道はそれぞれ独立したものではなく、ときに交わることで当地独自の文化を醸成させてきました。

このことから、地域計画では本市の歴史文化の特徴を「水」と「巷」という二つのキーワードで読み解いていきます。

「水」で読み解く特徴

人々の生活に深く根差した「水」の文化

伊吹山と霊仙山
— 「水」の生まれる地

天野川と姉川、そして琵琶湖
— 「水」が流れる地

ヤマトタケル神話から雨乞い信仰
— 「水」を求めて祈る



カナボウ（世継）



曲谷の石工道具



法勝寺遺跡



セメント鉱山・工場

「巷」で読み解く特徴

人の往来が生み出した拠点と“にぎわい”＝「巷」の文化

古代の交流と息長氏伝承
— 「巷」のはじまり

東山道から中山道
— 東西南北の道と「巷」

東海道本線と鉱山開発
— 新時代の「巷」



【本市の将来像】

地域でつなぎ、地域でいかす 歴史文化とともにあるまち まいばら

本市の歴史文化、文化財を未来へとつなげていくため、市民が風土に愛着を持ち、将来に渡って「住み続けたい」と思える**“歴史文化が実感できるまちづくり”**を目指します。

基本的な方向性

方向性 1

地域で文化財を次世代へつなぐ

方向性 2

地域で文化財をいかす

方向性 3

地域で文化財の担い手づくり

課題

- 1 散逸・滅失の恐れがある寺社や個人、地域所有の文化財の更なる把握が必要
- 2 文化財の計画的な保存への更なる対応が必要
- 3 適切に文化財を保存・管理する施設が不足している
- 4 文化財の保存・活用のための資金調達が困難である
- 5 本市の文化財の価値が市民に知られていない
- 6 本市の文化財の価値や魅力が市外に発信できていない
- 7 行政や文化財所有者、活動団体等の種々の取組の相乗効果が小さい
- 8 文化財を保存・活用する人材が減少・不足している

方針

- A 寺社や個人、地域所有の文化財の把握を進める
- B 文化財を継承していくための適切な保存を検討し、実施していく
- C 指定等文化財の保存活用計画等の策定を推進する
- D 適切に文化財を保存・管理する施設を整備する
- E 文化財を保存・活用していくための資金調達の仕組みを構築する
- F 市内の文化財、歴史文化の魅力発信を進める
- G 市外へ向けた文化財、歴史文化の連携と情報発信を進める
- H 市役所内の関連部署との連携を推進する
- I 文化財の所有者や管理者、地域間の連携と仕組みづくりを推進する
- J 文化財を保存・活用する担い手の育成を進める
- K 文化財の価値を伝え、PRできる人材を育成する

◆文化財の保存と活用に関する主な措置

方向性 1 に関する措置の例

- ・文化財の価値周知事業
- ・寺社における古文書等把握調査事業
- ・文化財保護審議会 の開催
- ・指定文化財の保存活用計画策定事業
- ・指定文化財保存活動支援事業 など

古文書の調査



方向性 2 に関する措置の例

- ・「地域史（自治会史/字史）」作成支援事業
- ・（仮称）文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・開催
- ・資料館・歴史館における企画展・講座の開催
- ・大学等学術機関との連携事業 など



方向性 3 に関する措置の例

- ・学校への郷土学習支援事業
- ・（仮称）文化財保存活用団体懇談会の設置と開催
- ・ルッチまちづくり大学との連携推進事業
- ・文化財の伝承者育成事業 など

コミュニティ・スクール



重点的に取り組む文化財の保存と活用 (関連文化財群)

本市の歴史文化の特徴を基に、計画期間で**重点的に取り組む事業**を定めるに当たり、関連する複数の文化財を結び付ける「**関連文化財群**」を設定します。

設定に当たっては、**歴史文化の特徴に基づき、先進的な取組を開始している地域や、保存の観点において早急に対処をする必要がある文化財等を意識**しています。

「水」：恵みをもたらす伊吹山と霊仙山

① 山がもたらす恵み

伊吹山と霊仙山は主に石灰岩でなっており、山が生み出した豊かな水や湧水は、姉川や天野川となって、市域を流れています。一方で、平地は扇状地であるため水不足に悩まされました。それを解決したのが出雲井や三島池、姉川合同井堰等の整備です。

また、近江地域では霊仙山を水源とするカナボウとよばれる湧水池があり、独特の集落景観を形成しています。

伊吹山頂草原植物群落



◆ 関連文化財群に関する課題

- ・ニホンジカの食害による植生被害などの生態環境変化に対する現状の把握が求められている。
- ・東草野の山村景観の特徴的な生業や市域を支えた近代産業の資料把握が不足している。

◆ 関連文化財群に関する方針

- ・関係団体や民間保存団体と連携・協力して現状把握・現状保存・人材育成を推進する。
- ・上記の効果をより高めるために、関係機関等を通じて文化財の価値を発信する。

◆ 関連文化財群に関する措置の例

- ・植物群落の食害防止事業
- ・伊吹山の情報発信事業
- ・重要文化的景観の修景等の整備活用の推進事業 など



泉神社の湧水（大清水）



東草野の山村景観（甲津原）

② 荒ぶる神の山

伊吹山の別の顔が、『古事記』『日本書紀』に見られるヤマトタケルを退けた荒ぶる神の山です。修験道の修行の場や民間信仰では水源の神として信仰されてきました。現代に伝承される雨乞いの儀式が、かつて人々が伊吹山や霊仙山の神を母なる水源として信仰してきたことを物語っています。

獅子頭（伊夫岐神社）



◆ 関連文化財群に関する課題

- ・伊吹山・霊仙山を中心とした山岳信仰の拠点である行場の実態の更なる把握が必要である。
- ・無形民俗文化財の担い手が不足する状態であり、記録が未作成である。
- ・無形民俗文化財の価値の外部発信が不足している。

◆ 関連文化財群に関する方針

- ・山岳信仰は民間保存団体や研究者を交えて把握調査と記録・収集を行う。
- ・無形民俗文化財の担い手育成や、記録等の収集を行うため、文化財活動団体の交流を促進する。



伊吹山頂のヤマトタケル像



志賀神社 華の頭

◆ 関連文化財群に関する措置の例

- ・山岳信仰遺跡所在確認事業
- ・無形民俗文化財の情報発信事業
- ・文化財の伝承者育成事業（再掲） など

③ 東西南北をつなぐ道―「巷」の展開

滋賀県の東側に連なる伊吹山地と鈴鹿山脈は、日本の東西を区切っており、その麓には、隙間とも言える細く延びる谷間が形成されています。その谷間は人の通る道となり、人や物だけでなく、文化さえもが行き交うようになりました。そして、日本の交通史上において決して欠かすことのできない物流の大動脈へと成長していったのです。

源頼朝の腰掛石（箕浦）



◆関連文化財群に関する課題

- ・宿場町の景観の変化や民家の空家化が進み、景観が維持できなくなっている。
- ・宿場町等でのイベントに対応するトイレ等の便益施設が不足している。
- ・街道・宿場についての地域学習の実施を、市内小中学校に対し働きかける必要がある。

◆関連文化財群に関する方針

- ・宿場町を中心とした民家や暮らし、古文書等の基礎的な調査を実施する。
- ・街道を活用した事業を支援することで、市内外への情報発信を促進する。

◆関連文化財群に関する措置の例

- ・宿場関連古文書等調査事業
- ・街道学習支援事業
- ・街道活用事業 など



旧醒井宿問屋場



朝妻湊跡

④ 境目の城―戦国時代の「巷」

北近江の京極氏と南近江の六角氏の境目の城は、現在の米原市と彦根市の市境付近に立地する城郭群が相当します。また、美濃との国境を固めるために東山道や北国脇往還沿道の城郭を整備しました。

市域を通る狭小な谷間は、日本の大動脈として歴史上、欠くことのできない道でありました。

八講師城跡



◆関連文化財群に関する課題

- ・国史跡の鎌刃城や京極氏遺跡の保存活用計画の策定が必要である。
- ・「境目」地域における城の性格や構造を解明するために、巨大城郭・八講師城の詳細調査が求められている。

◆関連文化財群に関する方針

- ・保存と活用に向けた取組を推進することができるように、詳細調査の実施や計画の作成を進める。
- ・地域において、城館を活用した事業を支援することで、文化財的な価値を積極的に市内外へ発信する。

◆関連文化財群に関する措置の例

- ・史跡鎌刃城跡の保存活用計画の策定
- ・八講師城跡の詳細調査事業
- ・山城を活用したイベント支援事業 など



全国山城サミット
米原大会



のろし駅伝（弥高寺跡）

⑤ 花開く庭園文化―「巷」の造形空間

戦国時代に京極氏が本拠地とした国指定史跡京極氏館跡内には、武家庭園が残っています。山の斜面と周囲の起伏を眺望に取り入れ、時代の最先端にあった京都の文化がここに息づいていました。時代の流行を取り入れて造られた庭園は、当地が日本の要衝の一つであったことを物語っています。

風土と調和し、生き続けてきた庭園群は「巷」で発達した文化です。

京極氏館庭園跡



◆関連文化財群に関する課題

- ・徳源院、福田寺、青岸寺など、建造物の修理の体制の構築が必要である。
- ・修理修繕計画が未整備のほか、イベントに対応できる便益施設が不足している。

◆関連文化財群に関する方針

- ・各文化財についての詳細調査や保存と活用に向けた取組を推進することができるように計画の作成を進める。
- ・積極的に文化財を公開活用を進めている施設における便益施設の整備を進める。

◆関連文化財群に関する措置の例

- ・史跡清滝寺京極家墓所の保存修理事業
- ・福田寺所蔵文化財詳細調査事業
- ・文化財活用事業 など



来照寺庭園



青岸寺庭園

文化財の防災・防犯

◆防災・防犯に関する課題

- ・風水害発生時の文化財の避難場所の確保
- ・積雪時における建造物等への被害と除雪への対策
- ・火災発生時の対応と防火啓発活動の充実

◆防災・防犯に関する措置の例

- ・文化財データベースの作成事業
- ・防災訓練等の実施
- ・文化財の防災・防犯の意識向上事業 など



◆防災・防犯に関する方針

- ①「減災」や災害時を想定した対策を積極的に講じる。
- ②地域・行政が情報を共有し、地域の自主防災活動と連携した文化財の防災・防犯の取組の推進を図る。
- ③文化財の防災・防犯に向けた啓発や情報発信を進める。



防火訓練（徳源院）

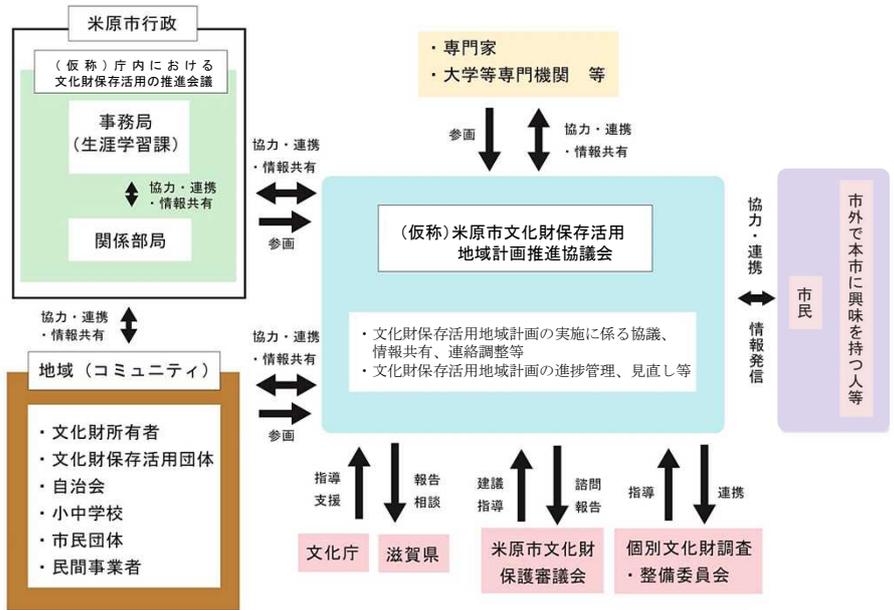
文化財の保存と活用の推進体制

◆文化財の保存と活用の推進体制

本計画で掲げる将来像の実現に向けて、計画の進捗管理や評価を推進し、その効果の検証や連携、調整を図る場として、（仮称）「米原市文化財保存活用地域計画推進協議会」（以下、協議会）を設置します。

協議会では、庁内の連絡体制、文化財所有者、市民団体、専門家、文化庁、滋賀県等との協力体制を構築しながら、計画の円滑な実現を図ります。

また、協議会に参画する人・団体・組織を通じて、本市に興味を持つ、市内外の人に対する情報発信を行い、協力・連携を進めます。



◆文化財の保存と活用の連携体制

本計画で掲げる将来像の実現に向けては、文化財に関わる各主体間の連携、協働が不可欠です。

その場の一つとして、市内の文化財所有者や各地域で活動している文化財活用団体が集まり、様々な活動等の情報共有や意見交換を行うなど、各団体間の連携強化を進めます。

本市の文化財の保存と活用の取組の核は「地域」であり、地域内での連携体制のもと、様々な主体（行政、所有者、専門機関、活用団体など）が一体となり、将来像に向けた取組を実践し、推進します。



米原市文化財保存活用地域計画 概要版

文化庁認定 令和5年7月21日

発行年月日 令和5年12月20日

発行・編集 米原市教育委員会事務局生涯学習課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

TEL 0749-53-5154 FAX 0749-53-5129



令和2～5年度
文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)